

富士見市自治基本条例の見直しに関する報告書

令和4年11月28日

富士見市市民参加及び協働推進庁内委員会

1. はじめに

平成16年に施行した富士見市自治基本条例（以下「条例」という。）は、第28条において、施行の日から5年を超えない期間ごとに見直し、必要な措置を講ずると定めています。

富士見市市民参加及び協働推進庁内委員会（以下「庁内委員会」という。）では、平成20、25、及び30年度に見直しの検討を行い、富士見市自治基本条例の見直しに関する報告書としてまとめています。

（1）平成20年度

課題は残すものの現時点では条例改正するまでの事案は見当たらない。

（2）平成25年度

自治の確立に向けた理念と市政運営の基本的事項が適切に表現されていることから、条例自体の修正及び変更の必要はない。

（3）平成30年度

市民参加・協働のまちづくりを推進していくうえで適切に表現されており、現時点においては、修正、変更の必要はない

前回から4年目にあたる今年度において、4回目の見直し作業に取り組み、その検討結果について報告します。

2. 見直し検討の経緯

庁内委員会では、令和4年5月から11月まで5回の会議において、市民で構成されている「富士見市市民参加及び協働推進委員会」（以下「推進委員会」という。）での検討状況、及び次の3点から検討を行いました。

（1）現行の条項の施策が機能しているか

- ・ 取り組み状況と運用を確認し、課題を整理・反映させる

（2）各条項が社会情勢の変化に適合しているか

- ・ 著しい社会情勢の変化に対応ができる柔軟性のある内容とする

(3) 条例の構成や表記等に不備はないか

・市民参加・協働の推進の目的に沿った条例とする

特に、(3)については、他自治体の自治基本条例の改正状況や、条項の規定についても確認しました。

3. 見直しに関する検討の報告

推進委員会は、令和4年11月に「富士見市自治基本条例の見直しに関する提言書」を市長に提出しています。

「条例は市民主体のまちづくりを進めるうえで必要な基本事項が規定されており、規則等への委任等、社会情勢の変化にも柔軟な対応が可能とされていることから、現時点における改正の必要はないという結論に至りました。しかしながら、市民参加と協働による自治の推進のため、条例の各条項の考え方や趣旨等を広く理解してもらうことが重要であることから、過去の経緯も含め、解説のよりわかりやすい修正をしてほしい」と提言されており、庁内委員会でも、検討を行いました。

■前文 基本理念

推進委員会では、第6次基本構想で使われたキーワードを、前文に追加したらどうかという意見がありましたが、前文は、条例制定の背景、目標や基本理念を強く宣言するという趣旨であることを鑑み、改正の必要はないという結論としています。

庁内委員会でも、推進委員会の検討結果と併せ、前文改正の影響についても考慮し、推進委員会と同様に改正の必要はないという結論とします。

■第1章 総則

第2条「定義」

推進委員会では、第1号「市民」に定義された「その他の団体」として、法人格を持たない団体の範囲について検討が行われました。

条例の解説でも述べているとおり、市民参加や協働の様々な場面においては、市内で活動する団体との連携も必要であることから、「その他の団体」として、町会やボランティア団体等、幅広い団体を定めていることを鑑み、改正の必要はないという結論となりました。

庁内委員会でも、推進委員会の結論のとおり、現行のままが適切としますが、その趣旨をよりわかりやすく市民に周知するため、解説に具体的な事例を加える等の修正をお願いします。

■第2章 基本原則

第3条「情報の共有原則」

第4条「市民参加原則」

第5条「協働原則」

推進委員会では、条例の定める基本原則について、他自治体との比較を中心に検討が行われました。基本原則の定める内容について、本市と他自治体で差異は見られませんでした。

また、自治体の中には、本市では3条にわたって規定しているものを、1つの条項にまとめて規定している例も見られましたが、本市の規定はわかりやすくシンプルであると評価されていることから、改正の必要はないという結論となりました。

庁内委員会としても、推進委員会と同様、改正の必要はないこととします。

■第3章 市民の権利及び責務

第7条「市民の責務」

推進委員会では、まちづくりには、様々な人が持つ技術や能力をいかに活かすかが大事であるため、第2項「自らの有する技術、能力等をまちづくりに還元するよう努めるものとする。」の規定については、非常によいことが書かれていると評価され、改正の必要はないという結論となりました。

庁内委員会では、市民の「責務」については、他市では「役割」と表現するところも見られ、表現が強くないかという意見がありましたが、内容的には努力規定となっていること、推進委員会で一定の評価がされていることから、改正の必要はないこととします。なお、市民への周知を図るために、解説に具体的な事例も加える等、わかりやすい表記への修正をお願いします。

■第4章 市議会、市等の責務

①第8条「市議会の責務」

本市では、平成23年に「富士見市議会基本条例」を施行していますが、他自治体では自治基本条例の中に市議会議員の責務などを規定しているところも見られます。

推進委員会では、そのような構成としてもよかったのではないかという意見や、「富士見市議会基本条例」では、市民への情報発信について強く表現しており、実際に市議会では様々な情報発信が行われているため、条例中、市議会の責務として追加してもよいのではないかという意見がありました。

結論としては、市民の負託に的確に応える議会運営を行い、市民福祉の向上と持続的な市勢の発展に寄与することを目的として議員立法で制定された「富士見市議会基

本条例」を尊重し、条例では、市議会に関する事項は基本的な内容に留め、詳細については「富士見市議会基本条例」で規定されている現行の体系を維持する、となりました。

庁内委員会としても、推進委員会と同様、現行の体系を維持するという結論とします。

②第9条「市の責務」

第10条「市長の責務」

推進委員会では、本市を含め、多くの自治体では、市と市長の責務を別々に規定していますが、1つの条項にまとめてもよいのではないかという意見がありました。検討の結果、市は「機関」として、市長は「最高責任者」としての役割を明確にする必要がある意図を鑑み、改正の必要はないという結論となりました。

庁内委員会でも、上記の趣旨から、当該条項が個々に規定されることに違和感はないことから、改正の必要はないという結論とします。

③第11条「市職員の責務」

推進委員会では、第1項「市職員は、自らも地域の一員であることを自覚し」とあるが、市外に居住する職員もいるため、このような規定でよいのかという意見がありました。第2条第1項第1号に規定する「市民」の定義において、在勤者も市民としていることから、市職員は市内在住の有無に関わらず、地域の一員として協働によるまちづくりを推進するという自覚を持つよう努める必要があることから、改正の必要はないと結論付けられました。また、この責務については、特に市職員が理解を深める必要があるため、解説に具体的な事例も加える等、修正が望ましいとされました。

庁内委員会としても、推進委員会での提言と同じとします。

■第5章 市民参加及び協働のまちづくりの推進

①第12条「市民参加手続」

推進委員会では、条例で重要な施策や市民参加手続の方法を具体的に規定した方がよいのではないかという意見がありましたが、普遍的な事項を規定する条例ではなく規則で規定することで、社会情勢の変化や新たな市民参加の手法の採用等へ柔軟に対応ができ、より市民参加を図ることが可能であることから、改正の必要はないという結論となりました。

庁内委員会でも、同様の考えであることから、改正の必要はないという結論とします。

②第13条「市民意見提出手続」

推進委員会で、「市民意見提出手続」という文言を、「パブリックコメント」に変更したらどうかという意見があったため、検討した結果、条例を施行した平成16年当時に閣議決定された「意見提出手続」を条文化したものであり、国の法制化以前から導入している先進性と併せ、一定の認知もされていることから、改正の必要はないという結論としました。

庁内委員会でも、同様の考えであることから、改正の必要はないという結論とします。

③第14条「審議会等への参加」

推進委員会では、他自治体の審議会等委員における男女の均衡の配慮規定の必要性について意見がありましたが、条例は市民参加によるまちづくりを進めているものであるため、公募委員選任を推進する現行の規定を維持することとし、改正の必要はないという結論となりました。

なお、多くの市民参加を促すためには、WEB会議の導入等、市民の置かれている実情に合った手法の検討も必要であることから、解説等における内容の充実を求められました。

庁内委員会でも、推進委員会と同様の結論とします。

④第15条「市民参加及び協働の推進」

第16条「富士見市市民参加及び協働推進委員会」

第15条第2項に規定する本市の市民参加・協働の推進のための体制整備の具体的な内容として、第16条において推進委員会を規定しています。

他自治体では、条例の進捗状況等の確認等を行う附属機関を設置していますが、本市では、「協働事業提案制度」の審査等、市民参加・協働によるまちづくりの推進を、市民自らも行っている独自性を推進委員会でも大きく評価し、改正の必要はないという結論としています。

庁内委員会でも、同様の考えであることから、改正の必要はないという結論とします。

■第6章 市政運営

①第22条「個人情報の保護」

推進委員会では、保護と活用について規定している「個人情報の保護に関する法律」と同様に、条例でも保護だけでなく活用について規定すべきではないかという意見がありました。検討の結果、条例の目的から、市民の能力等をまちづくりに活かしていくために必要な「保護」に重点をおいた現行の規定を維持し、改正の必要はないという結論となりました。

個人情報の活用については、今後予定されている「富士見市個人情報保護条例」の改正を注視し、必要な解説の修正、わかりやすい運用等の検討が求められました。

庁内委員会では、推進委員会と同様に、条例の目的から、市民の能力等をまちづくりに活かしていくために必要な「保護」に重点をおいた現行の規定を維持し、改正の必要はないという結論としました。

②第24条「市民投票制度の活用」

市民投票制度の活用は、多くの自治体では可能規定としていますが、本市では市や市民全体に直接の利害がある事項における市民総意の確認手段として、努力義務規定としています。「富士見市民投票条例」により、新たに住民投票に関する条例を制定することなく、柔軟に対応ができる準備が整っています。

推進委員会では、制度に積極的な市の姿勢を評価し、改正の必要はないという結論となりました。

庁内委員会でも、同様の考えであることから、改正の必要はないという結論とします。

③第26条「健全な財政運営」

推進委員会では、中長期的財政計画の策定規定は、他自治体の条例と比較した結果、富士見市の独自性と評価し、改正の必要はないという結論となりました。

ただし、解説については「富士見市健全な財政運営に関する条例」の内容を踏まえ、修正を行うのが望ましいとされております。

庁内委員会でも推進委員会と同様であることから、改正の必要はないものとします。

■第7章 条例の位置付け

①第27条「条例の位置付け」

推進委員会では、他自治体のように、本規定を①本市の自治の最高規範であること、②他の条例、規則等の制定及び改廃を行う場合には整合性を図らなければならないことについて、項を分けたらどうかという意見がありました。

条例は、市民参加及び協働を基調とした自治を推進するための基本事項について定めたものであり、特に、最高規範といった内容を定めるものでないことから、改正の必要はなく、現行のままとするという結論となりました。ただし、解説の修正を求められております。

庁内委員会でも、推進委員会と同様、条例改正の必要はありませんが、解説の修正は必要であるという結論とします。

②第28条「条例の見直し」

推進委員会では、改正に関する意見はありませんでした。

庁内委員会では、条例の見直しについて、他自治体と同様に、必要に応じて見直しをするといった改正の必要性について意見がありました。

検討の結果、社会情勢の変化に合わせて、条例の運用を常に見直す意図を考慮し、現状では期間の限定規定を改正する必要はないという結論としました。

■第8章 雑則

推進委員会と同様、庁内委員会でも意見はありませんでした。

以上のことから、現時点では、市民主体のまちづくりを進める上で必要な基本的な事項が規定されており、また社会情勢の変化等に合わせて柔軟な対応が可能な条例となっているため、改正の必要はないという結論とします。

ただし、条例の基本理念や趣旨をわかりやすく周知する観点から、解説等については必要に応じて修正する必要があります。

○富士見市市民参加及び協働推進庁内委員会設置要綱

(設置)

第1条 富士見市自治基本条例（平成16年条例第9号）に基づく市民参加及び協働のまちづくりを推進するため、市民参加及び協働推進庁内委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、市民参加及び協働のまちづくりの推進に必要な事項の検討及び調整に関することとする。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

(作業部会)

第6条 委員会は、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、委員会の指名する者をもって組織する。

3 作業部会は、委員会の指示に基づき、調査、研究等を行う。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、協働推進部協働推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委員会の構成

委員	危機管理課及び総務部	1人	それぞれの部、室等の副部長又は課長の職（これらの職に相当する職を含む。）にある者
	政策財務部	1人	
	協働推進部	1人	
	市民部	1人	
	子ども未来部	1人	
	健康福祉部	1人	
	経済環境部	1人	
	都市整備部	1人	
	建設部（水道課を含む。）	1人	
	会計室、議会事務局及び監査委員事務局	1人	
	教育部	1人	

○令和4年度 富士見市市民参加及び協働推進庁内委員会委員名簿

所属	役職	氏名	備考
総務部	営繕課長	岡 義朗	
政策財務部	財政課長	久保田 智子	
協働推進部	協働推進課長	佐々木 直己	委員長
市民部	保険年金課長	柏木 隆治	
子ども未来部	みずほ学園長	朝倉 朋栄	
健康福祉部	福祉政策課長	須藤 秀喜	副委員長
経済環境部	農業振興課長	村木 保之	
都市整備部	鶴瀬駅周辺地区整備事務所長	小林 慎一	
建設部	下水道課長	浅見 孝久	
会計室	会計管理者兼会計室長	佐々木 恵司	
教育部	生涯学習課長	土田 宗孝	

（事務局：協働推進課）

○富士見市市民参加及び協働推進庁内委員会開催状況

	開催日	内容
第1回	令和4年5月30日（月）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 委員長及び副委員長の選任について (2) 令和3年度市民参加・協働に関する取り組み調査結果報告 (3) 富士見市協働事業提案制度について (4) 富士見市自治基本条例の見直しについて <ul style="list-style-type: none"> ・条例見直し検討作業の説明 (5) 令和4年度スケジュール（案）について
第2回	令和4年7月26日（火）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 富士見市協働事業提案制度について (2) 富士見市自治基本条例の見直しについて <ul style="list-style-type: none"> ・協議（前文、第1条～第11条）
第3回	令和4年8月23日（火）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 富士見市自治基本条例の見直しについて <ul style="list-style-type: none"> ・協議（第12条～第29条）
第4回	令和4年9月27日（火）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 富士見市協働事業提案制度について (2) 富士見市自治基本条例の見直しについて <ul style="list-style-type: none"> ・意見の整理、見解のまとめ
第5回	令和4年11月28日（月）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 富士見市協働事業提案制度 市民提案型協働事業プレゼンテーションによる選考について (2) 富士見市自治基本条例の見直しについて <ul style="list-style-type: none"> ・報告書（案）について (3) 富士見市協働事業提案制度の見直しについて